

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
教育委員会 ・教育総務課 （中学校〔芳野、伏木、牧野、五位、戸出、中田、福岡〕、 国吉義務教育学校〔後期課程〕、こまどり支援学校） ・生涯学習・スポーツ課 （東京オリンピック・パラリンピック推進室、 少年育成センター、公民館、ふくおか総合文化センター、 福岡歴史民俗資料館、高岡西部総合公園野球場） ・文化財保護活用課 （埋蔵文化財センター） 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までに執行され た所掌事務事業について	令和 3 年 11 月 29 日 ） 令和 3 年 12 月 24 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和2年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

。意見

本市には、国宝や重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区など数多くの文化財が存在している。引き続き、それら文化財の保存を行うとともに、現在取り組んでおられる漫画を使ったリーフレットをはじめ、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）なども活用して歴史を想起させるなど、若者にも興味を持ってもらえるようなしかけを工夫しながら文化財の活用について取り組まれない。

[文化財保護活用課]